

青森県報

第二千五百三十九号

平成十七年
十月十一日
(火曜日)

目次

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高年齢福祉課)	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	(保健課)	一
選挙管理委員会		

病院の長、老人ホームの長、身体障害者更生援護施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設の指定の一部改正

(事務局) 二

告 示

青森県告示第七百七十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
有限会社とんぶつ	むつ市大字田名部字土手内七四の二三七	認知症対応型共同生活介護	グループホームさくら	むつ市大字田名部字土手内七四の二三七	平成十七年十月十一日	
社会福祉法人緑鷗会	青森市大字羽白字沢田四八の二	認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人松水会	東津軽郡蓬田村大字瀬辺地字山一の六五	平成十七年十月十一日	
株式会社フニライフ	青森市金沢四丁目四の一	認知症対応型共同生活介護	グループホームライフサニ	青森市篠田三丁目〇の二三三	平成十七年十月十一日	
社会福祉法人東北町社会福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一	訪問介護	社会福祉法人東北町社会福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一	"	
社会福祉法人東北町社会福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一	訪問入浴介護	社会福祉法人東北町社会福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一	"	

青森県告示第七百七十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十七年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所	名称	所在地	指定年月日
一部事務組合 北医療センター	むつ市小川町一丁目二の八	むつ市小川町一丁目二の八	むつ市八幡町一丁目二の八	むつ市八幡町一丁目二の八	平成十七年十月十一日	

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十六号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者更生援護施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十七年十月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一の表中

青森県立はまなす学園	二九	〃	大字大久保字大塚一七の七	を
青森県立はまなす学園	二九	〃	大字大久保字大塚一七の七	
東八戸病院	四四〇	〃	大字大久保字西ノ平二五の	に改める。

社会福祉法人東北町社会福祉協議会	〇	上北郡東北町字上笹橋四五の一	社会福祉法人東北町社会福祉協議会	援センター
〇	上北郡東北町字上笹橋四五の一	〇	上北郡東北町字上笹橋四五の一	一七・九三〇

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭